

## 添付資料 5

### セキュリティの運用の基本的な考え方

セキュリティは、移動動線の制限と、運用時間との組合せで設定する予定である。

#### 1 移動動線の制御によるセキュリティ

セキュリティレベルは、以下のレベルを設定する。

- (1)建物入口のセキュリティ（レベル1）
- (2)建物の垂直方向動線のセキュリティ（レベル2）
- (3)建物内各室のセキュリティ（レベル3）

#### 2 運用時間によるセキュリティ

建物の運用時間は概ね以下の時間を想定している。

- (1)全館開館時 08:00～18:00
- (2)部分開館時 18:00～22:00
- (3)全館閉館時 22:00～08:00
- (4)駐車場 08:00～23:00

#### 3 セキュリティ区分

1・2の組み合わせによりエリアをゾーニングし、立入制限エリア内ではカード認証を行う予定である。

#### 4 カード配布対象予定者

- (1)職員（県職員・市職員・指定管理業務職員・委託業者等）
- (2)相談室使用者
- (3)創業支援施設利用者
- (4)その他（イベント主催者、保守業者等への貸出用）

## (1)建物入口のセキュリティ（レベル1）

### ■建物入口セキュリティ確保の考え方

#### 1 駐車場運用時間 08:00～23:00 の場合

(1)建物入口は、1階部分で、①中央共用玄関、②東側入口、③西側入口、及び④防災センター入口、2階部分で⑤東側入口の計5か所とする。

運用時間終了後は、防災センター入口扉のみカードリーダーによるセキュリティ確保を行い、その他の入口は施錠する。

(2)屋外から駐車場への入口は、A階段(4)入口、B防災センター入口・階段(2)、C階段(3)入口の計3か所とする。解錠時間終了後は、施錠する。

#### 2 駐車場運用時間 24時間 の場合

(1)屋外から駐車場への入口は、A階段(4)及びB防災センター入口は常時解錠とし、駐車場への動線を確保する。この場合、防災センター入口とは別の場所で施錠箇所を設ける必要がある。

## (2)建物の垂直方向動線のセキュリティ（レベル2）

### ■運用時間毎の垂直方向のセキュリティ確保の考え方

#### 1 運用時間内（全館開館時） 08:00～18:00

(1)運用時間内は、(2)、(3)に掲げる場合を除き、立入自由とする。

(2)6階は設備階であることから、一般人の立入りを制限するために、カード認証を基本とする。

(3)ホール棟1,2階は舞台関係者占有スペースであることから立入制限する(階段(3)の1・2階は施錠する。)

#### 2 運用時間内（部分開館時） 18:00～22:00

(1)運用時間内は、(2)、(3)に掲げる場合を除き、立入自由とする。

(2)階段(3)はすべて施錠する。

(3)パスポートセンター営業時は、5階以上の一般人の立入りを制限する。

パスポートセンター休業時は、4階以上の一般人の立入りを制限する。

#### 3-1 運用時間外（全館閉館時） 22:00～08:00 駐車場運用時間 08:00～23:00の場合

(1)運用時間外は、上下階移動は、階段2とELV-4のみとし、カード認証を行う。

(2)運用時間外は、駐車場移動はELV-4、階段(2)のみとし、カード認証を行う。

(3)階段(1)(3)(4)の閉鎖による閉じ込め防止として、1階のみサムターンを設ける。

## (3)建物内各室のセキュリティ（レベル3）

### ■各室のセキュリティ確保の考え方

#### 1 鍵の設置区分

- ・執務室は、主入口にカードリーダー付電気錠を設置し、その他の入口に電気錠を設置する。
- ・会議室、倉庫等は機械式鍵を設置する。
- ・更衣室は、テンキー・カードリーダー付電気錠を設置する。
- ・その他、セキュリティ確保が必要な場所にカードリーダー付電気錠を設置する。